

小売選択約款

家庭用温水暖房契約

福島ガス株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. 小売選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結及び契約期間	1～2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 単位料金の調整	2～3
9. 設置確認	3～4
10. 契約の変更又は解約	4
11. 精 算	4
12. そ の 他	4
附 則	
実施の期日	4～5
(別表)	
1. 適用区分	6
2. 早収料金の算定方法	6～7
3. 料金表	7～8

1. 目的

この小売選択約款は、家庭用温水暖房システムの普及を通じ当社の製造供給施設の効率的利用及び効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 小売選択約款の変更

- (1) 当社は、この小売選択約款を変更することがあります。その場合、お客さまとの料金その他の供給条件は、変更後の小売選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの小売選択約款の変更に異議がある場合は、この小売選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この小売選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この小売選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ了承していただきます。
- (5) 当社は、ガス小売供給約款を変更した場合には、この小売選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用温水暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を複数接続する機能を有する熱源機により、居室に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。
- (2) 「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金(税抜)又は調整単位料金をいいます。
- (6) 「基本料金(税込)」「基準単位料金(税込)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の規定に基づき記載するものです。
- (7) 「基本料金(税抜)」「基準単位料金(税抜)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

家庭用温水暖房システムを専用住宅で使用する需要で、お客さまがこの小売選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結及び契約期間

- (1) この小売選択約款に関する契約は、当社が申込みを承諾したときに成立いたします。

- (2) 申込みの際は、この小売選択約款を承諾の上、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ② ガス小売供給約款に定める契約または他の小売選択約款からこの小売選択約款へ変更した場合には、この小売選択約款の契約期間は変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又はガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約又は他の小売選択約款の申込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。
- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別（ガス小売供給約款に定める契約を除きます。）への変更を申込みされた場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社とのこの小売選択約款にもとづく契約、他の小売選択約款にもとづく契約又はガス小売供給約款にもとづく契約の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この小売選択約款による使用の申込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金の消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものを（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表（料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日（新にガスの使用を開始した場合は、初回検針日を含みます。）とし、初回定例日までの期間についてはガス小売供給約款の料金表にもとづき料金を算定いたします。ただし、当社の他の小売選択約款にもとづく契約の解消と同時にこの小売選択約款を適用する場合は、従前の小売選択約款の料金表にもとづき料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金

を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} + 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} - 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

(備考)

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

72,560円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表2(3)に定められた各3カ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9465 \\ + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0589$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の本社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 設置確認

(1) 当社は、家庭用温水暖房システムが設置されているかどうか確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、宅地への立入りを承諾していただきます。

万一、立入りを承諾していただけない場合、当社はこの小売選択約款の申込みを承諾しない、又はすみやかにこの小売選択約款を解約し解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。

- (2) 家庭用温水暖房システムを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

10. 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2(1)によりこの小売選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又は、お客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます）には契約期間中であっても、相互に契約を解除できるものといたします。なお、4の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、ただちにその旨を連絡していただきます。
- (3) この小売選択約款にもとづく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまからガス小売供給約款にもとづく契約の申込みがあったものとして取り扱うことがあります。

11. 精算

10(2)なお書きの規定にかかわらず、お客さまが4の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、ガス小売供給約款の規定にもとづき算定した料金とすでに料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額の差額を申し受けます。

12. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

実施の期日

本小売選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

附 則

1. 実施の期日

本小売選択約款は令和元年10月1日から実施いたします。

2. 本小売選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、本小売選択約款の実施前の小売選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

附 則

1. 実施の期日

本小売選択約款は令和5年1月1日から実施いたします。

2. 本小売選択約款の調整単位料金引き下げ措置

令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、年間契約量が1,000万立方メートル未満のお客さまの本小売選択約款に定める調整単位料金（1立方メートル当たり）は、原料費調整制度によって算定される調整単位料金（1立方メートル当たり）より令和5年2月の検針分から令和5年9月の検針分までにおいては、30円（1立方メートル当たり）（税込）を引

き下げたものとし、また、令和5年10月の検針分においては、15円（1立方メートル当たり）（税込）を引き下げたものとしします。

附 則

1. 実施の期日

本小売選択約款は、令和5年10月1日から実施いたします。

2. 本小売選択約款の調整単位料金引き下げ措置

- (1) 令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（以下、「総合経済対策」といいます。）」に基づき、年間契約量が1,000万立方メートル未満のお客さまの本小売選択約款に定める調整単位料金（1立方メートル当たり）は、原料費調整制度によって算定される調整単位料金（1立方メートル当たり）より、経済総合対策として定められた単価を引き下げたものとしします。
- (2) (1) によって引き下げた単価およびその適用期間は、当社ホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- (3) (1) および(2) は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとしします。

(別 表)

1. 適用区分

- 料金表 A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表 B 使用量が20立方メートルを超え45立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表 C 使用量が45立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いた

します。

- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表

料金表A

(1) 基本料金

1 カ月及びガスメーター1 個につき	770.00 円(税込)
	700.00 円(税抜)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	218.2620円(税込)
	198.4200円(税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

料金表B

(1) 基本料金

1 カ月及びガスメーター1 個につき	2,266.00円(税込)
	2,060.00円(税抜)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	143.4620円(税込)
	130.4200円(税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

料金表C

(1) 基本料金

1 カ月及びガスメーター 1 個につき	3,652.00円(税込)
	3,320.00円(税抜)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	112.6620円(税込)
	102.4200円(税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金いたします。